

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1009020	業務用太陽光発電システム設置に伴う固定資産税(償却資産)の支援措置	業務用太陽光発電システムの普及、促進のため、設置に伴う固定資産税(償却資産)を減免する特例措置を国が設ける。又は市が減免した際には、当該市に対して減免分を補填する補助制度を設ける。	<p>低炭素社会の実現に向けた取組みは多くありますが、技術指向での実現と同時に現存するが活用されていない資産を転用することで大規模かつ低コストに低炭素社会を実現する試みも現実的な選択である。</p> <p>岡山県はこれまで果樹栽培が盛んで桃やマスカットなどの高級果樹に特化することで他地域との差別化に成功していた。特にマスカットは温室栽培で岡山の特産品とされてきたが、食べやすさ、甘さなどで昨今の市場ニーズに適合できていないうえ栽培農家の高齢化もあり利用放棄された温室が岡山県南に多数出現している。年間の日射量が国内屈指である“晴れの国岡山”で、放棄された温室を活用し地域を活性化と低炭素社会の実現を目指したい。</p> <p>温室は日当たりが良く、栽培・出荷作業に合わせ進入路、水・電気などの設備も整っている場合が多い。また、放棄された温室は耐震、水漏れといった住宅に必要な条件を満たす必要もない。こうした立地において、僅かな補強で重い太陽光発電システムを載せることが可能となり、低コストを実現できる。</p> <p>農業者が設置するには資金手当てが必要となるが、補助金の活用と自己資金で賄い、自家消費分で電力会社への支払を減額するとともに、余剰電力を電力会社へ売電することで投資金額の回収が可能と考える。</p>	個人	岡山県	経済産業省
1022010	国保総合保健施設の要件緩和	地域包括医療の推進のため、複数の自治体にわたる国保診療施設についても、国保総合保健施設として認められる要件の緩和を行う。	<p>現状の国保総合保健施設は、市町村単位でないと認められない要件となっています。複数の自治体が経営する一部事務組合による国保直営診療施設(地域の中核的な国保病院)においても、地域包括医療を更に推進するために国保総合保健施設として事業を展開し、住民の健康づくりに協力したいと考えます。</p>	公立甲賀病院組合	滋賀県	厚生労働省
1025010	遊休空間の地域再生を目的とした有効活用の際の固定資産税の減免にかかる特例措置	遊休空間を地域再生のために活動するNPO法人に低額又は無償で貸した際、当該空間にかかる固定資産税を減免する特例措置を国が創設する。又は、市が独自に減免した際に減免分を補助する。	<p>遊休空間の有効活用を促進し、地域再生を目指す。</p> <p>具体的には、遊休空間の所有者が、当該空間を、地域再生を目的とする「新しい公共」の担い手となるNPO法人の利用のために開放した場合、当該空間の固定資産税を減免する特例措置の創設、又は市が減免した際に、減免分を補填することにより、遊休空間の有効活用が促進され、地域の活性化、再生につながる。</p> <p>提案理由： 八王子市の商業地域は、かつては賑わいを見せていたが、現在は、郊外型大型商業施設の進出などにより衰退化し、いわゆる「シャッター街」の様相を呈している。しかし、このような遊休空間の所有者の多くは既に資産を確保しているため、当該空間の活用に迫られておらず、また、新たな活用方法も見出せずにいる。そこで、固定資産税の減免分を補助金ないし地方交付税の補填をいただくことにより、遊休空間の有効活用が促進され、かつての賑わいを取り戻し、地域再生を図ることができる。</p>	株式会社エイビット 特定非営利活動法人エヌピーオー・フュージョン	東京都	内閣府

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1025020	建物の所有者からの低額ないし無償貸借に伴う非課税または補填措置	地域再生を目的として運営しているNPO法人が建物所有者から低額ないし無償貸借した場合の、利益供与に伴う課税をしない。又は、課税分を補助する。	<p>遊休空間を有効活用を促進し、地域再生を目指す。</p> <p>具体的には、遊休空間の所有者が、当該空間を、地域再生を目的とする「新しい公共」の担い手となるNPO法人に低額ないし無償貸与する際に、NPO法人に対する利益供与による課税をなくすことで、遊休空間の有効活用が促進され、地域の活性化、再生につながる。</p> <p>提案理由： 八王子市の商業地域は、かつては賑わいを見せていたが、現在は、郊外型大型商業施設の進出などにより衰退し、いわゆる「シャッター街」の様相を呈している。しかし、このような遊休空間の所有者の多くは既に資産を確保しているため、当該空間の活用には迫られておらず、また、新たな活用の方法も見出せずにいる。さらに、所有者が、当該空間を、NPO法人等に減額及び無料で貸与する場合、「利益供与」とみなされてしまう。また、地域再生を運営目的とするNPO法人の多くは、会合や催事の会場探しに苦心しているのが現状である。そこで、本措置により、遊休空間の有効活用が促進され、また、地域再生を目的とした運営を行うNPO法人の利用により、かつての賑わいを取り戻し、地域再生を図ることができる。</p>	株式会社エイビット 特定非営利活動法人エヌピーオー・フュージョン	東京都	内閣府
1030040	ファミリー・サポート・センター事業の預かり場所の要件撤廃	ファミリー・サポート・センター事業では、子どもの預かりの場所を「原則として、援助を提供する会員の自宅」としている。「援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでない」とされているものの、厚生労働省の指導により、会員の自宅外の預かりは認められていないことから、保育所など会員の自宅以外の場所においても預かりができるよう、預かりの場所に関する要件の撤廃を求める。	<p>利用者の利便を図り、事業の普及推進を図るためには、家族以外の人を自宅に招き入れることを好まない人にも配慮し、会員の自宅以外の場所、例えば、保育所、児童館、地域子育て支援拠点施設など地域や利用者の希望に応じた場所でも預かりができるよう、預かり場所の要件の撤廃が必要である。</p> <p>特に、病児・緊急預かり対応基盤整備事業が今年度限りで廃止され、今後、ファミリー・サポート・センター事業のなかで病児・病後児預かりが実施されることから、一定の要件の下、会員の自宅以外の場所で実施できるよう、早急な見直しを求める。</p>	兵庫県	兵庫県	厚生労働省
1031010	BOT方式により取得される公立中等等の施設に対する、不動産取得税取扱いのBTO方式とのイコールフットイング	中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業のように公立施設をBOT方式によるPFI事業で取得する場合に、BTO方式によるものと同様に不動産取得税が非課税になるよう取り扱う。もしくは都道府県が不動産取得税を減免した場合に当該都道府県に対し補助金ないし地方交付税で一定の補填がなされるよう、国のPFI推進部局等が都道府県に対して補助金を予算化する。	<p>現在、まんのう町ではPFI事業で中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業をおこなっている。国内で主流のBTO方式ではなく、BOT方式をとり、施設を建設しようと考えているが、県による不動産取得税の取り扱いの問題に直面している。同じPFI事業で同じ用途の不動産取得でも、BTO方式によるものは非課税になり、BOT方式のものは1/2課税となる。この取り扱いはおなじ公共財産に対して、不平等な取り扱いだと考える。PFI事業は、公益を行っている行政が、民間活力を活用する事業である。納税義務が生じない公益である役所がPFI事業契約するものへの課税は、特に契約範囲内の公立学校をはじめとした公立施設にはなじまないのではないかと考える。また、当該事業において、課税を行うことは、結局、町税から県税に税金を振り替える操作にしかならない。こうした、取り扱いの不整合を是正いただきたい。また、取り扱いを単純に変えられないのであれば、当該事業に限り、都道府県が、課税分(地方税法附則第十一条10等適用後の課税額)を減免しやすくなるように、該当部分に対する補助金ないし地方交付税上の措置で一定の補填がおこなわれるよう予算化および制度化を願いたい。BTO方式およびBOT方式に対する不動産取得税の取り扱いを均一化することは、PFIにおけるBOT方式採用をBTO方式と同レベルまで推進することにつながり、非効率といわれる役所仕事の効率化をより促進することが可能となる。こうした税金の無駄な操作の抑制、そして、より効率的な行政経営を可能にすることが、地域活性化につながっていくと考える。</p>	まんのう町	香川県	文部科学省 内閣府

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1038020	「緑の分権改革」を推進する、複数年にわたるモデル事業の創設について	<p>地域資源を最大限に活用し、地域の活性化、絆の再生を図る「緑の分権改革」を推進・実現するためには、地域で実施する事業について、PDCAサイクルを繰り返しながら、複数年にわたる実証を行い、社会システムとして完成度を高めていく必要がある。</p> <p>現在、単年度事業として「「緑の分権改革」推進事業」を実施しているところであるが、本事業の終了後、複数年に渡り社会実証に取り組める「モデル事業」を創設されたい。(250文字)</p>	<p>岩手県奥州市では、15,000haの広大な水田を最大の地域資源として捉え、その活用方策の一つとして、転作田に非食用米を作付けし、バイオエタノール化によりエネルギー利用や素材利用を進め、新たな農村発の産業化を目指して調査検討を進めている。この取組は、水田農業の再生と国土保全、地域特有の新産業育成・雇用創出、地域由来エネルギー創出による低炭素社会の実現などを旨とし、地域内の団体や企業、大学や試験研究機関、そして地方自治体が連携して総合的に取り組んでいるものである。本テーマの事業化に向けては、農業者の所得を確保しながら、エタノール産業の採算性を確保するという2点の両立が最大の課題である。そこで、平成16年から取組を継続して行く中で、本システムの各工程でのコスト低減や生成物の高付加価値化など課題克服に向けたポイントが明らかになりつつあり、本年度総務省「緑の分権改革」推進事業の採択を受けて、これら課題克服をテーマとした現地社会システム実証調査に取り組み始めた。</p> <p>このような新たな社会システムを実証し、地域に定着した取組として仕上げていくためには、単年度で成果を上げることが難しく、PDCAサイクルで検証しながらシステム価値を高めていく必要がある。例えば、低コスト多収米栽培体系を確立する栽培試験では複数年度の試験が必要であり、また、発酵残渣の牛豚等への給餌試験では2年程度の期間を要する。</p> <p>従って、本「緑の分権改革」推進事業の目的に示すような地域社会を構築するため、本事業に引き続き、「モデル事業」を設け、複数年にわたり社会実証に取り組めるような制度を創設を提案するものである。(688字)</p>	奥州市、農事組合法人アグリ笹森、株式会社まちづくり奥州、東京農業大学	岩手県	総務省
1047070	国による情報システムの一括開発と自治体への配布	<p>自治体の負担軽減のため、地方自治事務における情報システム開発について、現在総務省の電子自治体推進の取組みでは、業務システムの共同化等の取組みが図られているが、自治体毎に特色ある事業とはならない場合の情報システムにおいては、国が一括して開発を行い無償で自治体に配布する。</p>	<p>【実施内容】 自治体毎に特色ある事業とはならない場合の情報システムについて、国が一括して開発を行い無償で自治体に配布する。</p> <p>【提案理由】 一昨年に実施された「定額給付金事業」などのように、地方自治事務と言われた事業も、実質は総務省から全国統一ルールが示され、自治体毎に特色ある事業およびシステムとはならない場合がある。このような場合、国がシステム開発を一括して行い、無償で自治体に配布するようしていただきたい。また、対象者を特定するために住民情報管理システムとの連携が必要な場合、インターフェース仕様を共通化することで汎用性のあるシステムも構築が可能である。そうすることによって各自治体でそれぞれにシステム開発費用が発生する無駄な経費を省き、国全体の開発経費が従来よりも低く抑えることが可能であると考え。</p>	見附市	新潟県	総務省
1047080	県単位などによる広域での情報システム共同利用の促進	<p>法律などにに基づき管理・運用している住民・税業務・戸籍システムなどの情報システムについて、広域での共同利用を促進するため、共同システム導入に対する財政支援措置を求める。</p>	<p>【実施内容】 法律などにに基づき管理・運用している住民・税業務・戸籍システムなどの情報システムについて、広域での共同利用を促進するため、共同システム導入に対する財政支援措置を求める。</p> <p>【提案理由】 住民情報管理や税業務などは、法律などにに基づき情報システムで管理・運用を行っている。地域性があるので国内すべてにおいての共同利用は現実的ではないものの、県単位などの地域において、情報システムを共同利用することは、各自治体のシステム調達に係る費用の抑制や地域住民へのサービス向上からも、効果が高いと考え。については共同利用するにあたり、業務の標準化への指針や導入ガイドラインなどの支援や財政支援を望む。</p>	見附市	新潟県	総務省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1047100	住民サービスの機能を果たしていない国有固定資産に係る交付金措置	自治体の財源確保のため、住民サービスの機能を果たしていない国所有の土地及び家屋等について、固定資産税非課税分を国有資産等所在市町村交付金の対象とする。	<p>【実施内容】 住民サービスの機能を果たしていない国の施設等について、固定資産税非課税分を交付金の対象とする。</p> <p>【提案理由】 財務省、法務省所有の土地および家屋については、それぞれ国有資産等所在市町村交付金法により、交付金の対象となっていないが、市街化区域内に位置し、市民の目に留まりやすい状況にある不動産が公益のために利用されていない状態にある。民間の固定資産では、公共の用に供していると認められ税の減免対象となっているものが、公共の用に供さなくなった時点で減免対象外となる。については、本件のような不動産について、国による遊休施設などの利用促進、市の財源確保、民間との公平を期すため、国の利用方針が明確になり具体的に実施されるまでの間、交付金対象とする特例措置を提案したい。</p>	見附市	新潟県	総務省
1051010	Smart Wellness City実証研究特区(健康維持努力ポイントによる国保料(税)払い込み制度の創設)	運動等、健康の維持・増進につながる活動や関連サービスの利用をポイント化し、国民健康保険料(国民健康保険税)の一部をポイントで払い込める制度を構築する。また、その場合にポイントに基づく国保料(税)の減免について、国民健康保険法第71条の「市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかった場合」とは見なさないこととする。	<p>運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適性化につながるため、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスの利用をポイント化し、ポイントに応じて国民健康保険の保険料(国民健康保険税)の減免を行うことを可能とする措置をされたい。</p> <p>具体的には、市町村によるポイント制度の導入、ポイントに基づく国保料(税)の減免について、健康サービスの認証制度の導入等の一定の条件を付して、国民健康保険法第71条の「市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかった場合」とは見なさないこととされたい。</p> <p>医療費適性化が及ぼす財政的メリットは市より国や県において生ずるため、制度運営にあたっては、加入している医療保険の違いによる市民間での公平性保持を補完する国保以外の被保険者に対する保険料差別化等の対応と、減免が保険料(税)率の引上げの要因とならないよう、減免額が国県から公費負担で補てんされる運用を望む。</p> <p>なお、市が認めるにあたり、学と密接に連携することにより、当事業の研究成果(エビデンス)蓄積と分析を併せて行うとともに、減免額についてはエビデンスに基づいて分析された医療費の効果内にあることとする。</p>	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省
1051020	Smart Wellness City実証研究特区(中心市街地のにぎわいの場創づくりとコミュニティビジネス起業支援)	コミュニティビジネス設立の登録免許税の減免、法人税の特例(収益事業の非課税等)、有限責任事業組合(LLP)への地域金融機関の支援措置等の拡大等を求める。	<p>運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の適性化につながるようになることから、健康に関するコミュニティビジネス起業、運動効果の測定ソフト等の開発等と、中心市街地内での健康空間整備(歩道・自転車道、運動広場等)を一体的に進めていくことが望ましい。そのため、コミュニティビジネスとしての運動教室の起業、運営等に係る制度的な整備を求める。具体的には、健康空間(歩道・自転車道等)整備のための財政的支援等と併せ、コミュニティビジネス設立の登録免許税の減免、法人税の特例(収益事業の非課税等)、有限責任事業組合(LLP)への地域金融機関の支援措置等の拡大等を求める。</p>	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省 経済産業省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1051030	Smart Wellness City実証研究特区(中心市街地のまちなか居住環境の推進)	健康増進法に基づく健康増進計画に位置付け、都市計画(地区計画及び開発行為の許可等)とのセットで、市街地の根本的なバリアフリー化を図る場合の地区計画上の公共施設(道路・公園等)整備に対する支援、まちなか居住(町屋再生・パティオ型コーポラティブ住宅等)及び景観形成等のための整備費・ソフト事業等の総合的な支援。	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながるようになる。このため、中心市街地への機能集積を図り、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていく必要があり、以下の支援策が求められる。一つは、既存市街地の抜本的なバリアフリー化を図るための財政的措置、二つは、「まちなか居住」の推進として、町屋の再活用(休憩空間)、市街地住宅としての新しい町屋提案(パティオ型のコーポラティブ住宅等)、中低層の高齢者住宅、福祉施設等の一体整備等、また環境配慮型のまちづくり等)三つは、総合的な景観形成(街並みづくり、小路再生、景観デザイン等)等に対する総合的支援措置。	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省 国土交通省
1051040	Smart Wellness City実証研究特区(集落内設置商店への支援制度の創設)	住民の自家用車依存度を下げることに寄与する集落内の個人商店に対する「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」に基づく支援措置と同様の振興策の実施。	運動等による健康の維持・増進は、最終的には医療費の減額につながるようになるため、自家用車依存の生活を改め、公共交通機関の使い勝手の向上を図ることが必要である。特に地域によっては、個人商店の閉店によって買い物難民化している高齢者も少なくなく、また当該地域が市街化調整区域となっている場合は、新たに開店することもできない。高齢者が歩いて暮らすことによって健康を維持していく観点から、生鮮産品など生活用品を扱う商店の開設を促進するため、中心市街地の商店街と同様の振興策(例えば「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」に基づく支援措置等)を講じられたい。	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	経済産業省
1051090	Smart Wellness City実証研究特区(特定保健指導推進のための医療費控除の拡大)	特定保健指導の「動機付け支援」として実施する健康運動教室参加に係る費用について、所得税法第73条に規定する医療費控除の対象とする。	現在は特定保健指導のうち一定の「積極的支援」に係る費用の自己負担分については医療費控除の対象となる医療費に該当することとされている。 特定保健指導の「動機付け支援」対象者と判定された者についても、「積極的支援」対象者と同様にメタボリックシンドロームのリスクは高いことから、健康運動教室参加による指導料について、所得税法第73条に規定する医療費控除の対象となるよう措置されたい。 65歳以上の場合、現在の判定基準では積極的支援に該当することはないが、健康運動教室に参加することにより介護予防効果があらわれている。	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1051100	Smart Wellness City実証研究特区(厚労省の予防に関する補助金の一体活用)	特定健診により特定保健指導に該当した対象者の血液検査や体脂肪の改善及び介護予防のための運動機能向上を、市が認める一定の健康サービスを行う事業者が行う場合の国による補助	<p>特定健康診査・保健指導の延長として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスを医療機関でない者が提供する場合についても、特定保健指導と同様に保険者の一定の負担のもと、健康・運動サービスを受けられるよう措置されたい。</p> <p>併せて65歳以上の特定健康診査受診者のうち、市町村が実施する生活機能評価で把握された特定高齢者に対し、医療機関でない者が運動器の機能向上などの介護予防事業をする場合についても、保険者の一定の負担のもと、健康・運動サービスを受けられるよう措置されたい。</p> <p>具体的には、高齢者の医療の確保に関する法律第28条による特定保健指導の委託先として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスを行う事業者が可能となるよう措置されたい。</p>	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省
1051130	Smart Wellness City実証研究特区(生活習慣病予防における予防給付の創設)	生活習慣病の予防につながる活動や関連サービスの利用に関する予防給付の創設	<p>特定健康診査・保健指導の延長として、健康の維持・増進につながるものとして市が認める一定の健康サービスの利用に対し、当該サービスの実施者が医療機関でない場合についても、特定保健指導と同様に保険者の一定の負担のもと、健康・運動サービスを受けられるよう措置されたい。</p> <p>加えて、その一定の健康サービスの利用者に対し、費用の全部、または一部を医療保険給付の対象とする様措置されたい。</p>	伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省
1052040	高効率太陽光パネルへの補助金の支給	高効率品へ補助金を出すことで、高効率太陽光パネルを普及させるとともに、日本企業の国際競争力を高める。	<p>○太陽光発電設備は現状ではイニシャルコストの高さが導入のネックになっているため、それを緩和して導入を促進するために補助金が交付されている。</p> <p>○一方本施策は普及を促し低コスト化を図る目的のため、高効率パネルは高額が理由で補助対象になっていない。</p> <p>○むしろ日本の太陽光発電の競争力を高めるため、高効率パネルほど補助を厚くしたい。</p>	トヨタ自動車株式会社	愛知県	経済産業省

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1052060	低炭素化に資する研究費分について、税額控除限度額を上乗せする税制の導入	特に、低炭素化に資する研究(本実証試験も含む)について、その費用の全額を研究費として税額控除限度額に上乗せすることで、低炭素化技術開発の促進を図りたい。	○研究費に対する政府負担割合が主要国と比べて最も低い水準にある中、今後の我が国の成長の要となる低炭素化技術の開発については、研究開発促進税制の拡充が有効。 ○特に、低炭素化に資する研究(本実証試験も含む)について、その費用の全額を研究費として税額控除限度額に上乗せすることで、低炭素化技術開発の促進を図りたい。	トヨタ自動車株式会社	愛知県	文部科学省 経済産業省 環境省
1055010	企業立地促進法による地方交付税の減取補てんの措置の特例	企業立地促進法第20条に規定する地方交付税の減取補てんの措置において、固定資産税を課さない場合とされる当該施設の用に供する家屋、構築物又はこれらの敷地である土地に、構築物以外の償却資産を特例措置として加える。特例期間については3年とする。	①経済・社会的効果(地元町内外からの約1,000人以上の新規雇用に加え、流通等の広域的な雇用創出効果、県の「みやざきソーラーフロンティア構想」の目的である産業集積効果も期待できる。また、ソーラーフロンティア社の立地は、日本全体の環境関連産業の国際的な競争力の強化につながる。)②地域の特性(県庁所在の宮崎市の生活圏で、雇用される労働者は同市からも通勤可能)③特例必要性(今回は既存工場を利用するものであり、資産有効の観点からはとされ、その際、主とした設備投資は機械設備となるが、先端分野であればその投資額も相応となる。同社は、薄膜系ソーラーパネルの事業化に唯一成功しており、結晶系パネルに比べて原材料である希少金属の国際的な需給バランスによる価格高騰の影響を受けにくい)が、国際競争に打ち勝つには初期投資の抑制が必要不可欠であるため、税制優遇措置を検討することが必要。)④経緯(国富町に立地していた日立プラズマディスプレイ㈱の土地・工場等を買取り、同社が立地予定。企業立地促進法による優遇措置等の詳細を現在検討中。)⑤関連省庁懸念(他の企業に同様の措置をした場合の税収減⇒解決法:企業立地促進法に定める立地企業計画の承認を県知事から受けた低炭素化に貢献できる企業かつ当該企業の立地によって当該企業以外の企業の立地をも見込める基幹的な企業で、外国における税制等の優遇措置と比較し、一定の差が認められ、国外への立地が懸念される場合に限った環境関連産業の国内誘致特例とする。)⑥導入弊害(特になし。)	国富町	宮崎県	経済産業省
1057070	国際学校の整備について	成長戦略拠点における国際的なまちづくりのインフラ整備として国際学校にかかる整備に対する金融支援(無利子・低利貸付)を実施する。	国際学校の整備に関わっては、政策投資銀行において金融支援が行われてきたが、平成20年度の政策投資銀行の民営化に伴い制度が廃止された。しかしながら、今なお必要性については変わらないことから制度の復活を要望するもの。 提案理由: 大阪の成長を牽引する成長戦略拠点において、国際的な人材・企業の集積をはかる取り組みを行っている。これにより在住される外国人の生活環境を整えることも重要となり、その1つである国際学校は経営基盤が強いことから整備が促進されにくい状況にあることから金融支援が重要となっている。	大阪市	大阪府	文部科学省 経済産業省 内閣府

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1060060	データセンターにおけるサーバー類及び電気設備の法定耐用年数の柔軟化	総務省や経済産業省において、データセンターの省電力化に向けた取組みを進めている中で、さらなる推進を図るためにもデータセンターにおけるサーバー類及び空調等の電気設備に係る法定耐用年数を柔軟に設定可能とし、機器更新の促進する。	<p>現在、サーバー類の法定耐用年数は5年、電気設備の法定耐用年数は15年である。データセンターにおいては、技術革新が日進月歩で進んでおり、法定耐用年数よりも短い期間で更新されていることから、現行の法定耐用年数の範囲内で、データセンター事業者が柔軟に税法上の耐用年数を設定することができることとする。</p> <p>【提案理由】 データセンターにおけるサーバーは、現状では3～4年程度で更新されている。また、データセンターにおける空調設備は、消費電力量を削減する要素として非常に重要な役割を占めており、省エネルギー設備への更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。特に寒冷地である北海道においては、寒冷な外気や雪氷等を用いた空調技術が研究から実用化の段階に入っており、技術革新が進んでいる。 データセンターに設置されるサーバー類及び電気設備の耐用年数をデータセンターの事業者が実際の更新サイクルに合わせて設定することで、高効率な設備への更新を促進し、産業活性化による国際競争力の向上と温室効果ガス削減という環境配慮の両方を実現することができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区内にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>	石狩市	北海道	総務省 経済産業省
1060110	企業立地促進法に基づく交付税補てん対象の拡大	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令(以下、「省令」という)における、指定集積業種にIDC(インターネット・データセンター)が含まれるようにするとともに、自治体による課税免除等に対する交付税補てんの対象を全ての償却資産とする。	<p>「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令(以下、「省令」という)における、指定集積業種に、IDC(インターネット・データセンター)業が含まれるようにする。 また、省令では、自治体が新規立地企業等に対して固定資産税の課税免除等を行った場合の地方交付税による減収補てんの対象として、現行の土地、建物及び償却資産のうち構築物のみとしているが、これを全ての償却資産を減収補てんの対象とする。</p> <p>【提案理由】 今後も成長が期待される情報産業については、コスト削減による国際競争力の強化が重要な課題である。 特にデータセンターについては、集積化により、通信回線使用料を始めとした運営コストの削減に大きな効果があることから、データセンター業を省令で定める指定集積業種として追加することで、集積化を促進する。また、自治体による固定資産税の課税免除等への減収補てんの対象として、データセンターの投資額の非常に大きな割合を占めるサーバー等を含む全ての償却資産を含めることで、自治体負担の低減と地域経済の基盤強化を図る。 国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区内にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>	石狩市	北海道	経済産業省
1060120	寒冷高緯度地域における情報通信基盤整備等への財政支援制度の創設	北海道は寒冷高緯度地域であり、データセンターの冷却に係る消費電力を削減できるが、光ファイバーケーブル等の情報通信基盤は本州に比して整備が進んでおらず、事業用通信回線使用料も高い。 総務省では、「クラウドコンピュータ時代のデータセンター活性化に関する検討会」の報告書案で優遇措置を講じた特区として整備することも考えられるとされているが、これに併せて、情報通信基盤や通信回線使用料に対する財政支援措置も検討いただきたい。	<p>北海道は、全国の中でも通信インフラの整備が遅れており、北海道にデータセンターを立地する事業者にとって高品位の事業用専用通信回線使用料の負担は非常に大きい。財政支援措置を講じることで、地方へのデータセンター立地を促進し、地域の活性化を図るとともに、通信回線使用料以外のコストが低い北海道にデータセンターを集約させることで、国際競争力の高い分野の産業とすることができる。</p> <p>【提案理由】 冷房に係る消費電力量を大幅に削減できる北海道にデータセンターを集積させることは、データセンターの国際競争力の強化及び温室効果ガス削減という環境配慮の観点からも、非常に有意義なことである。 そこで、財政支援措置を講じることで、データセンターの誘致が促進し、その結果、情報通信需要の創造を促し、通信回線使用料が安価となり、日本のデータセンターは世界標準レベルのコストとなり、国内への立地が促進される。 国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国内に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区内にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>	石狩市	北海道	総務省



提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1060140	環境配慮型データセンターへの支援制度創設	低PUEを実現したデータセンターに対して、基準値と実績値の差に応じて、奨励金として助成する制度を創設する。	<p>データセンターは、サーバーそのものや冷房のための空調設備に大量の電力を必要とすることから、その消費電力量を削減することは重要な課題である。そこで、基準となるPUE値を定め、その数値を達成したデータセンターに対しては、その差を奨励金という形で助成することで、運営コストのより一層の削減と環境負荷低減という二重の効果を創出することができる。</p> <p><b>【提案理由】</b>                      政府の方針である温室効果ガス25%削減に向けて、大量の電力を消費するデータセンターの消費電力量を削減することは重要な課題である。また、日本におけるデータセンターの高コストを世界標準まで引き下げること、国内にデータセンターを集積させ、情報関連産業を活性化させるためには重要な課題である。                      これらの2つの課題を解決するため、低PUEの基準値(例:1.2)を定め、その基準値の達成に対するインセンティブを付与する。                      国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。                      さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区内にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>	石狩市	北海道	総務省 経済産業省
1060150	データセンター移設費用に対する支援制度創設	一定以上のPUEのデータセンターを移設し、低PUEのデータセンターとする場合、その移設に係る費用に対して助成する制度を創設する。	<p>データセンターは、サーバーそのものや冷房のための空調設備に大量の電力を必要とすることから、その消費電力量を削減することは重要な課題である。そこで、一定以上のPUE(例:1.8)のデータセンターを移設し、低PUE(1.2以下)のデータセンターとする場合、その移設費用を助成することで、運営コストのより一層の削減と環境負荷低減という二重の効果を創出することができる。</p> <p><b>【提案理由】</b>                      政府の方針である温室効果ガス25%削減に向けて、大量の電力を消費するデータセンターの消費電力量を削減することは重要な課題である。また、日本におけるデータセンターの高コストを世界標準まで引き下げること、国内にデータセンターを集積させ、情報関連産業を活性化させるためには重要な課題である。                      これらの2つの課題を解決するため、高PUEのデータセンターから低PUE(例:1.2)のデータセンターへの移行を促進するための支援制度を創設する。                      国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。                      さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区内にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。</p>	石狩市	北海道	総務省 経済産業省